

ZTVホスティングサービス 契約約款

(約款の適用)

第1条 株式会社ZTV（以下「当社」という。）は、ZTVホスティングサービス（以下「本サービス」という。）の利用に関し、以下の通り契約約款（以下「本約款」という。）を定めます。

(約款の変更)

第2条 当社は、本約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

(約款の公表)

第3条 当社は、当社のホームページ (<http://www.ztv.co.jp/>)、そのほか当社が別に定める方法により、この約款を公表します。

(サービスの提供内容)

第4条 当社は、本サービスにおいて、以下の種類のサービスを提供します。なお、各種類のサービスの詳細は、別紙1に示します。

サービスの種類	内 容
①Webサービス	ホームページを公開するために利用するWebサーバ機能およびこれに付随する機能の提供
②電子メールサービス	電子メールの送受信のために利用する電子メールサーバ機能およびこれに付随する機能の提供

(サービスの品目)

第5条 本サービスには、別紙1に定める品目があります。

- 2 当社は、株式会社サイバーウェイブジャパンから卸電気通信役務の提供を受け、本サービスを契約者に提供します。

(契約の申込)

第6条 本サービスの契約の申込みをするときは、次に掲げる事項に留意の上、申込みを行っていただきます。

- (1) 当社指定様式による契約申込書に必要事項を記入の上、当社に提出していただきます。
- (2) 当社は契約の申込において、申込者の本人確認のための資料の提出を求めることがあります。

(契約申込の承諾)

第7条 当社は、本サービスの契約の申込みがあったときは、契約者に、契約の承諾について文書により通知します。契約日は、文書に記載した日付とします。

- 2 当社は、次の場合には、その契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 契約申込書に虚偽の記載があった場合。
 - (2) その他契約者が、本約款や法律に違反するおそれがあると認められる場合。
 - (3) 契約者が、本約款上請求される諸料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合。
 - (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障がある場合。

(最低利用期間)

第8条 本サービスの最低利用期間は、品目ごとに別紙1に定めるとおりとします。

- 2 契約者は前項の最低利用期間内に契約を解約しようとする場合は、当社が定める期日までに、最低利用期間中の残余期間に相当する利用料金を、一括して支払っていただきます。また、既に支払い済みの利用料金がある場合は、当社は払い戻しを行わないものとします。

(利用料金)

第9条 本サービス利用に係る利用料金は、別紙1の料金表に定めるところによります。

(利用料金の支払い義務)

第10条 契約者には、本サービス利用契約の成立と同時に、利用料金の支払い義務が生じます。

2 当社は既に支払われた本サービスの利用料金等を一切払い戻す義務を負わないものとします。

(利用料金の計算方法)

第11条 月額利用料金は、毎月1日から当月末日までの1ヶ月分を月額（以下「月額利用料金」という。）として算定するものとします。ただし本サービスの利用開始日の属する月は無料とします。

2 別紙1のオプションサービスを、契約開始時以降に申し込む場合には、オプションサービスの利用開始日の属する月より利用料金の支払い義務が生じます。この場合、月途中の申込みであっても、日割り計算は実施しないものとします。

(利用料金の支払方法)

第12条 契約者が当社に支払う利用料金の支払方法は、当社指定の口座振替もしくはクレジットカード支払いとし、これ以外の方法により支払う場合は双方の合意に基づく方法によるものとします。

2 当社は、契約者が当社に支払う利用料金について、原則として請求書および領収書の発行は行わないものとします。

(割増金)

第13条 契約者は本サービスの利用料金の支払いを不当に免れた場合は、その免れた金額の2倍に相当する金額を割増金として、当社が定める期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第14条 契約者は、支払期日を経過してもなお利用料金の支払いが無い場合には、支払期日の翌日から起算して、支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(契約の変更)

第15条 契約者は、第6条に定める提出書類の記載事項に変更がある場合は、遅滞なく、当社指定様式による契約変更申込書に変更事項を記入の上、当社に提出していただきます。

2 契約変更においても、第7条の規定を準用します。

(契約者端末のインターネット回線)

第16条 本サービスの利用に際して必要となる、契約者の端末のインターネット回線は、契約者の責任において用意するものとします。

(アカウント管理)

第17条 契約者は、当社から通知した本サービスを利用する為のアカウントおよびパスワードを厳重に管理し、第三者に使用させてはならないものとします。当社は契約者のアカウントを用いてなされた行為は、全て該当契約者の行為とみなします。

2 契約者は、契約者のアカウントが第三者によって不正に使用された、またはその恐れがある場合には、ただちに当社にその旨を報告し、当社の指示に従っていただきます。

3 アカウントの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用などによる損害の責任は、契約者が負うものとし、当社は一切の損害賠償責任を負わないものとします。

(データ等のバックアップ)

第18条 当社は、本サービスの運用に係る設備に蓄積された契約者のデータを、設備の故障等が発生した際のデータ復旧に備えて複製することがあります。なお、本データの複製は、契約者の責に帰すべき理由によるデータ毀損、消滅等に備えて行うものではありません。

2 当社は、本サービスの運用に係る設備に蓄積された契約者のデータが、設備の故障等により毀損、消滅等したことに伴い契約者に生じた損害について、一切の損害賠償責任を負わないものとします。

(禁止行為)

第19条 契約者は、本サービスの利用にあたって、次の行為を行ってはならないものとします。

(1) 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行

為。

- (2) 当社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
 - (3) 当社もしくは第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社もしくは第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為。
 - (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為。
 - (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為。
 - (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為。
 - (7) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、これを勧誘する行為。
 - (8) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為。
 - (9) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
 - (10) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為。
 - (11) 無断で当社もしくは第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社もしくは第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為。
 - (12) 当社もしくは第三者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為。
 - (13) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為。
 - (14) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為。
 - (15) 人の殺人現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上当社もしくは第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為。
 - (16) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為。
 - (17) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為。
 - (18) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、当社もしくは第三者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者として掲載等させることを助長する行為。
 - (19) その他、公序良俗に違反し、または当社もしくは第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為。
 - (20) 本サービスの運営を妨げる行為。
- 2 契約者が当該契約者の家族その他の者（以下「関係者」という。）に利用させる目的で、かつ当該関係者の本サービスの利用に係る利用料金の負担に合意して利用契約を締結したときは、当該契約者は、当該関係者に対しても、契約者と同様に本約款を遵守させる義務を負うものとします。
 - 3 前項の場合、契約者は、当該関係者が本条各号に定める禁止事項のいずれかを行い、またはその故意または過失により当社に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該契約者の行為とみなして、本約款の各条項が適用されるものとします。

（情報の削除等）

第20条 当社は、契約者による本サービスの利用が第19条第1項に該当する場合、当該利用に関し第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が認めた場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1) 第19条第1項に該当する行為をやめるように要求します。
- (2) 第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。

- (3) 契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
 - (4) 事前に通知することなく、契約者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます。
- 2 前項の措置は契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

(サービスの保障)

第21条 当社が契約者に提供する本サービスは、不具合、故障等がないことを保障するものではなく、契約者自身の責任において利用するものとし、本サービスの利用に際して契約者または第三者に生じた損害について、当社は一切の損害賠償責任を負わないものとします。

(サービスの終了)

- 第22条 当社は、業務上の都合により、本サービスの提供の全部または一部を終了することがあります。
- 2 当社は、前項のサービス提供を終了する場合は、その1ヶ月前までに、その旨を契約者に通知します。
 - 3 当社は、第1項のサービス提供に伴い契約者に生じた損害について、一切の損害賠償責任を負わないものとします。

(免責)

第23条 天変地変、戦争、内乱、法令の制定もしくは改廃、公権力による命令処分、輸送機関の事故、公衆通信回線若しくは諸設備の故障、またはその他、当社の責に帰することのできない事由による本約款に基づく義務の履行遅延もしくは履行不能について、当社は責任を負わないものとします。

(契約者と第三者との間における紛争)

第24条 契約者は、本サービスの利用に際して、契約者の責任の下に第三者へ提供されるサービス内容またはコンテンツに関して一切の責任を負うものとし、第三者との間に生じた損害賠償請求など紛争については、当社は一切の責任を負わないものとします。

(損害賠償)

- 第25条 契約者は、本約款に違反し、本サービスおよび当社に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。
- 2 当社が提供すべき本サービスの全部または一部を当社の責に帰すべき理由により契約者が全く利用できない(当社が本サービスを全く提供しない場合もしくは全く利用できない程度の場合をいい、以下「利用不能」という。)ために契約者に損害が発生した場合は、契約者が利用不能となったことを当社が知った時刻から起算して24時間以上利用不能の状態が継続したときに限り、当社は、利用不能時間を24で除した商(小数点以下の端数は切り捨て。)に月額利用料金の30分の1を乗じて算出した額を賠償の限度として契約者に現実に発生した損害の賠償請求に応じるものとします。

(契約の譲渡等の禁止)

第26条 契約者は、本契約により発生する権利および義務の全部または一部を譲渡、貸与(名貸しを含む。)または担保等の目的に供してはならないものとします。

(提供中止)

- 第27条 当社は、次の場合は、本サービスの提供を一時的に中止することがあります。
- (1) 本サービスの運用に係る設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
 - (2) 本サービスの運用に係る設備の障害等やむを得ないとき。
- 2 当社は前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、契約者の責に帰すべき事由によりお知らせできない場合、または緊急やむを得ないと当社が判断した場合は、この限りではありません。
- 3 当社は、本条の提供中止に伴い契約者に生じた損害について、一切の損害賠償責任を負わないものとします。

(利用停止)

第28条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、故意または過失を問わず本サービスの利用の一部または全部を停止することがあります。

- (1) 利用料金の支払い遅延があったとき。
 - (2) 破産、競売、民事再生、会社更生の申立て等があったとき。
 - (3) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、租税滞納処分その他これに準ずる処分をうけたとき。
 - (4) 本約款に違反する行為があった場合。
 - (5) 第20条の規定に違反して当社の催告を受けたにもかかわらず改善しないとき。
 - (6) 前各号のほか、本約款の規定に違反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の本施設に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスを停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および時間を契約者に通知します。ただし、契約者の責に帰すべき事由により通知できない場合、または緊急やむを得ないと当社が判断した場合は、この限りではありません。
- 3 当社は、停止にいたった事由が改善されたと認められる場合は、当社の判断によりその利用を再開することができるものとします。
- 4 当社は、本条の利用停止に伴い契約者に生じた損害について、一切の損害賠償責任を負わないものとします。

(契約者が行う契約の解約)

第29条 契約者が契約を解約しようとするときは、解約を希望する日の30日前（ただし、当該日が当社の営業日でない場合は、直前の営業日。）までに、当社指定様式による契約解約申込書を当社に提出していただきます。なお、契約の解約日は、該当月の月末日とします。

- 2 契約者が行う契約の解約は、第8条に定める最低利用期間を経過している場合、または最低利用期間内の利用料金の支払いを完了している場合に限りします。
- 3 契約者は、契約の解約に際してデータ移行等の作業が必要となる場合は、契約解約日までに、契約者の責任と費用において実施していただくものとします。
- 4 当社は、契約解約日の翌日以降、契約者の本サービスの利用を停止し、本サービスの運用に係る設備に蓄積された契約者のデータを削除することができるものとします。
- 5 当社は、前項のサービス利用停止またはデータ削除に伴い契約者に生じた損害について、一切の損害賠償責任を負わないものとします。

(当社が行う契約の解除)

第30条 当社は、契約者が次に該当するときは、契約者に何らかの通知、催告をすることなく、直ちに契約を解除することがあります。

- (1) 契約者が、本約款や法律に違反したとき。
- (2) 第28条の利用停止により利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- 2 当社は、契約の解除日以降は、契約者の本サービスの利用を停止し、本サービスの運用に係る設備に蓄積されたデータを削除することができるものとします。
- 3 契約者は、本条に基づき契約が解除された場合は、当社に対して負っている債務の一切についての期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての支払い債務の履行を行っていただきます。
- 4 当社は、本条の契約解除およびデータ削除に伴い契約者に生じた損害について、一切の損害賠償責任を負わないものとします。

(個人情報の取扱い)

第31条 当社は、契約者の個人情報の取得、利用その他一切の個人情報について、個人情報の保護に関する法律、通信の秘密に係る電気通信事業法の規定その他の関連法令、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン、および当社が別に定めるプライバシーポリシーに基づき、適切に取り扱うものとします。

- 2 当社は、当社のホームページ (<http://www.ztv.co.jp/>)、その他当社が別に定める方法により、プライバシーポリシーを公表します。

(特約との関係)

第32条 各種類のサービス毎の特約約款の規定がある場合は、当該特約約款の規定が本約款に優先して適用されるものとします。

(法律に関する規定)

第33条 本サービスの提供または利用にあたり、法律に定めがある事項については、その定めるところによるものとします。

(反社会勢力の排除)

第34条 契約者及び利用者は、次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」という。）であること。
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 契約者及び利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを保証するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 当社は、申込者及び契約者が前2項に規定する事項に反すると具体的に疑われるときは、申込者及び契約者に対し、当該事項に関する調査を行うこととし、申込者及び契約者はこれに応じるものとします。この場合において、当社は申込者及び契約者に対し必要に応じて資料の提出を求めることができるものとし、申込者及び契約者は、これに応じるものとします。
- 4 当社は、契約者及び申込者が第1項各号のいずれかに該当すること若しくは第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明した場合、第1項若しくは第2項の規定に関して虚偽の申告を行ったことが判明した場合、前項に規定する調査等に応じない若しくは調査等において虚偽の回答をした場合、その他本契約の申込みを承諾すること又は本契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、本契約の申込みを承諾しないこと又は本契約を解除することができるものとします。
- 5 申込者及び契約者は、前項の適用により、契約者に損害等が生じた場合であっても、当社に対し、当該損害等の賠償を請求しないものとします。

(協議)

第35条 本約款に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、契約者と当社が誠意をもって協議し、解決を図るものとします。

(合意管轄裁判所)

第36条 当社は、加入契約に生じる一切の紛争等については津地方裁判所又は津簡易裁判所を管轄裁判所とします。

付 則

- (1) 当社は特に必要があるときには、本約款に特約を付することができるものとします。
- (2) 本約款は、2019年10月1日より施行します。

クレジットカード支払いに関する特約

- (1) 契約者は、契約者が支払うべき利用料金を、当社が指定するクレジットカードで各クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
-

別紙1 ZTVホスティングサービス仕様および料金表

1. サービス品目

ZTVホスティングでは、1台のサーバを複数契約者で共有して利用する「共有」と1台のサーバを1契約者で占有して利用する「占有」があります。共有、占有ともに契約者所有のドメイン名（共有では1契約毎に1ドメイン、占有では1契約に複数ドメイン設定可能）が必要です。それぞれ以下のサービス品目があります。

(1) 共有サービス品目

サービス品目		共有	
		Z1	Z2
初期費用		10,000円（税込11,000円）	10,000円（税込11,000円）
月額利用料金		5,000円（税込5,500円）	10,000円（税込11,000円）
最低利用期間（※1）		1年間	1年間
DISK容量		300GB	500GB
メールアカウント（※2）		150	300
メールウィルスチェック		有り（アカウント毎で設定可）	
迷惑メールフィルタ		有り（アカウント毎で設定可）	
メールリングリスト（※3）		20	30
FTPアカウント （※4）	管理者領域	1	1
	Web ユーザ領域	20	30
MySQL データベース		20	30
PostgreSQL データベース		20	30
管理機能			
管理画面 （コントロールパネル）	管理者用	○	○
	メールユーザ用	○	○
WEB 機能			
独自 CGI（perl）		○	○
独自 CGI（Ruby）		○	○
SSI		○	○
SSL		○	○
パスワードによるアクセス制限		○	○
アクセスログ解析		○	○
アクセスログダウンロード		○	○
コマンド定期実行ツール(cron)		○	○
サイボウズ対応（※5）		—	▲
Node.js		○	○
常時SSL化機能		○	○
Let's Encrypt		○	○
WAF (ModSecurity) (※6)		○	○
PHP		○	○
MySQL (MariaDB)		○	○
PostgreSQL		○	○
WordPress Toolkit(※7) (※8)		○	○
Web サイトバックアップ・復元機能		○	○
メール機能			

新規設定・変更・削除	○	○
パスワード変更	○	○
メール転送	○	○
メール自動返信	○	○
POP before SMTP 対応	○	○
SMTP AUTH 対応	○	○
POP over SSL/TLS 対応(※9)	○	○
SMTP over SSL/TLS 対応(※9)	○	○
サブミッションポート対応	○	○
Web メール対応	○	○

(表記方法) —: なし ○: 標準 ▲: 有料オプション

(利用開始月の料金) 初期費用と月額利用料金(日割なし)の合算となります。

- (※1) 最低利用期間の起算日は、契約日の属する月の1日となります。
- (※2) 1回のメール送受信容量は100MB以内です。ただし、送信先のプロバイダや利用しているメールソフト(携帯端末)などの環境により、受信できる容量は変動します。必ずしも100MBまでの送受信を保証するものではないので予めご注意ください。
- (※3) 1つのメールリングリストに登録できるメールアドレスは100アドレスまでです。1回のメール送受信容量は100MB以内となります。なお、メールリングリスト名は、同一サーバ内で重複できないため、希望のメールリングリスト名を設定できない場合があります。
- (※4) FTPアカウントについて、管理者領域とはお客様ドメイン名(http://お客様ドメイン名/)直下に表示される領域であり、Webユーザ領域とはチルダ付き、Webユーザ名(http://お客様ドメイン名/~Webユーザ名/)の下に表示される領域となります。なお、Webユーザ名については、同一サーバ内で重複できないため、希望のユーザ名を設定できない場合があります。
- (※5) 詳細は、「2. オプションサービス」の「SE作業」をご覧ください。
- (※6) 標準で搭載の機能です。不要場合はお申込書にご記入ください。
WAF使用方法はサポート対象外です。
- (※7) PleskのコントロールパネルからWordPressをインストールしてご利用いただけます。
WordPressの使用方法については、WordPressにお問い合わせください。
- (※8) Pleskのマニュアルに記載されているWordPress以外のアプリケーションのインストールにつきましては、個別で設定させていただきますので、弊社にお問い合わせください。
- (※9) 弊社共有ドメイン名でのPOP・SMTPホスト名のみとします。

(2) 占有 サービス品目

仕様等はおお客様とご相談させていただき、価格をご案内申し上げますので別途、ご連絡ください。

2. オプションサービス

共有、占有ともに以下のオプションサービスがあります。なお、特に記載のある場合を除き、オプションサービスの申込受付および設定作業は弊社営業時間内となります。

サービス品目	共有	
	Z1	Z2
ドメインエイリアス (1ドメインあたり) (※1)	2,000円/一時 (税込2,200円/一時)	
マルチドメインプラス (1ドメインあたり) (※1)	2,000円/一時 (税込2,200円/一時)	
サブドメイン (1ドメインあたり) (※1)	2,000円/一時 (税込2,200円/一時)	
サーバ証明書インストール代行 (※2)	10,000円/回 (税込11,000円/回)	
SE作業(アプリケーションインストール、バージョンアップ等)	(※3)	

(表記方法) 月額利用料金は/月、一時費用は/一時、1回毎の一時費用は/回で表示。

(利用開始月の料金) 月額利用料金記載の金額(日割なし)となります。

- (※1) ドメインエイリアス、マルチドメインプラス、サブドメインは、1契約につき、それぞれ5ドメインまでを上限とします。
- (※2) 弊社にてCSR発行および、証明書インストール作業を実施します。証明書発行機関との契約および手続きは全てお客様で行っていただきます。
- (※3) 作業時間ごとで作業A、B、Cがあります。なお、作業受付時間は営業時間内とします。

作業名	作業時間	作業1回あたり基本料金 (1時間まで)	1回の作業が1時間を越えた場合の以後30分ごとの加算料金
SE作業	作業A 営業日9:00~18:00	10,000円(税込11,000円)	5,000円(税込5,500円)

	作業B	営業日 18:00~22:00	15,000 円 (税込 16,500 円)	7,500 円 (税込 8,250 円)
	作業C	営業日 22:00~翌 9:00 および、休業日	20,000 円 (税込 22,000 円)	10,000 円 (税込 11,000 円)

3. 機能説明

(1) 共有 機能説明

「Z1、Z2」機能一覧表

機 能	内 容
管理画面 (コントロールパネル) 管理者用/メールユーザ用	WEB ユーザ作成、WEB アクセス解析等、WEB 関係の管理の他、メール利用のためのメールアカウントの設定、メーリングリストの設定などを、ウェブ上から簡単に変更・確認する機能。
WEB 機能	
ホームページ開設 管理者領域/ユーザ領域	ホームページ公開機能。ユーザ領域については、以下の URL になります。 http://お客様ドメイン名/~ユーザ名/
ドメインエイリアス	複数のドメインで、1つの共通のWEB、メール領域を利用できるようにする機能。
マルチドメインプラス	契約のドメインとは別のドメインでWebサイトを公開できる機能
サブドメイン	契約ドメインのサブドメインでWEBサイトを公開できる機能。
パスワードによるアクセス制限	WEB ページにユーザ ID、パスワードによる認証を付加する機能。
.htaccess	アクセス制限、認証、エラーページ変更などの設定が可能です。 WordPress インストールに必要な mod_rewrite も有効となっております。
アクセスログ解析 (無料)	ホームページのアクセス統計を表示する機能。
コマンド定期実行ツール (cron)	指定のスクリプトを定期的に自動実行する機能
独自 CGI (Perl)	お客様独自で作成された CGI スクリプトをご利用頂くことが可能。Suexec 有効、Perl5.16 (※1) 使用。(ただし、お客様が設置された CGI についてサポートや動作保証いたしません。)
独自 CGI (Ruby)	お客様独自で作成された CGI (Ruby) スクリプトをご利用いただくことが可能。Ruby on Rails, Sinatra, Rack など使用いただけます。対応バージョン: 1.9系、2.0系、2.1系、2.2系、2.3系、2.4系 (ただし、お客様が設置された CGI についてサポートや動作保証いたしません。)
SSI	お客様独自で作成された SSI スクリプトをご利用頂くことが可能。Suexec 有効。(ただし、お客様が設置された SSI についてサポートや動作保証いたしません。)
SSL	WEB サーバとブラウザ間の暗号化通信を提供する機能 ※証明書は、標準では自己証明書となります。認証機関の証明書をご利用の場合は、認証機関より証明書をご購入ください。
Node.js	お客様独自で作成された Node.js スクリプトを使用いただくことが可能。対応バージョン: 6 (ただし、お客様が設置されたスクリプトについてサポートや動作保証いたしません。)
常時 SSL 化機能	http→https リダイレクト設定をコントロールパネルより設定可能。強制的に https でホームページにアクセスいただけるようになります。
Let's Encrypt (※2)	Let's Encrypt が発行する SSL 証明書をご利用いただくことが可能。SSL 証明書は有効期限が自動更新されます。(本機能は Let's Encrypt がサービス停止をした場合にはご利用いただくことができません。ご了承ください。)
WAF (ModSecurity)	SQL インジェクション、クロスサイトスクリプティング、OS コマンドインジェクション攻撃から、お客様の Web アプリケーションを守ります。(標準で有効となります。) WAF の利用方法はサポート対象外です。
PHP	お客様独自で作成された PHP スクリプトをご利用頂くことが可能。(ただし、お客様が設置された PHP についてサポートや動作保証いたしません。)
WordPress Toolkit	WordPress Toolkit とは、WordPress を1つの場所から簡単にインストール、構成、管理するための管理インターフェースです。WordPress の利用方法はサポート対象外です。
Web サイトバックアップ・復元機能	ご契約中のホスティング領域の、ウェブサイトのコンテンツ、データベース、メールなどのデータをファイルにバックアップでき、バックアップファイルから復元できる機能
メール機能	

メール転送	到着したメールを別のメールアドレスに転送する機能。	
メール自動返信	予め設定しておいたメールの内容を、メール受信時自動的に返信する機能。	
POP before SMTP 対応	メール送信時にPOP サーバで認証を行う機能。	
SMTP AUTH 対応	メール送信時にSMTP サーバで認証を行う機能。	
POP over SSL/TLS 対応	メール受信時の通信を暗号化する機能。 ※対応するメールソフトをご利用ください。	
SMTP over SSL/TLS 対応	メール送信時の通信を暗号化する機能。 ※対応するメールソフトをご利用ください。	
メールウィルスチェック	送受信するメールに対して、最新ウィルス定義ファイルにてウィルス検査を実施し、ウィルス発見の場合削除する機能 ※コンピュータウィルスを100%除去することを保証するものではありません。	
スパムメールフィルタ	スパムメールを半別する機能 ※不要なメールを100%半別するものではありません。	
メールリングリスト	特定のアドレスにメールを送信すると、登録されているメンバーに、自動的にメールを転送する機能。	
WEB メール	メールソフトを使わず、ブラウザでメールを使用する機能	
その他		
データベース	MySQL (MariaDB)	データベース管理ツール phpMyAdmin 付。バージョン：10 系
	PostgreSQL	データベース管理ツール phpMyAdmin 付。バージョン：9 系
サーバ運用 (実施内容)		
セキュリティ対策	ファイアウォール、侵入防止システムを装備し、セキュリティオペレーションセンターにて通信ログを監視、分析	
データセンター運用、障害監視	データセンター運用、オペレーションセンターにて障害監視を実施	
機器冗長化、HA 機能	冗長構成、自動フェイルオーバー (HA) 機能を装備	
データバックアップ	設備障害に備え、ストレージ機器にて1日数回データバックアップを実施	

(※1) Perl のバージョンは予告なく変更することがあります。

(※2) Let's Encrypt が提供する SSL 証明書を利用することができます。Let's Encrypt の証明書の有効期限は、発行日より 90 日間となっておりますが、月に 1 回、有効期限を更新する仕組みです。
Let's Encrypt のサービス停止により、有効期限を更新できなかった場合につきまして、保証いたしかねます。
証明書のブラウザ・OS の対応状況について、詳細は提供元のサイト (<https://letsencrypt.org/>) をご確認ください。

(2) 占有

個別に付加する機能を決定します。

4. ドメイン取得代行サービスについて

ドメイン取得代行サービスは、ホスティングサービスに関連付けされるドメインの新規取得または移転、維持管理を代行するものとします。

品名	料金	備考
ドメイン申請代行手数料	9,800 円 (税込 10,780 円)	
ドメイン移転手数料	6,000 円 (税込 6,600 円)	他社で管理しているドメインを CWJ の管理へ変更する場合。CWJ にて管理しているドメインを他者の管理へ変更する場合は無料。
ドメイン管理手数料	6,000 円 (税込 6,600 円)	毎年発生いたします。
ドメイン廃止手数料	無料	

※別紙 1 に表記されている全ての税込表記は消費税 (10%) が含まれています。消費税率の引き上げに応じて金額は変更されます。

以上